プライベート・トラスト・カンパニー

Dr Alexander Ressos, TEP
Attorney-at-Law (Switzerland and Germany),
Solicitor (England & Wales and Hong Kong)
Of Counsel, KGP Legal LLC
alexander.ressos@kgplegal.com.sg
www.ressos.com.sg

目的と構造

プライベート・トラスト・カンパニー（PTC）とは、1つの家族の信託の受託者として行動するために設立される会社です。その株式は通常、目的信託、財団、または専門の受託者を置く保有信託によって保有され、取締役会は家族構成員、信頼できるアドバイザー、独立取締役で構成されます。PTCを利用すれば、委託者個人に権限を留保することなく、分配を含む信託に関する意思決定に家族が参加することができます。PTCの取締役会は受託者としてそれらの権限を行使し、受益者に対して受認者義務を負います。これにより、家族は説明責任の枠組みの中で影響力を持つことができます。

利点はガバナンスと継続性にあります。取締役会に加わる家族構成員は受託者業務を学び、創業者の後を継ぐ準備をすることができます。家族をよく知るアドバイザーを選任することもできます。家族が自らの受託者を支配しているため、専門の信託会社の所有者が変わっても、資産構造が脅か

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

されることはありません。欠点はコストと責任です。PTCには独自の取締役会、議事録、計算書類、コンプライアンスが必要です。また、家族構成員である取締役は、専門の受託者であれば避けられたはずの信託違反について個人的に責任を問われる可能性があります。

適用除外とその条件

シンガポール法はPTCを認め、ライセンスを免除しています。そのためPTCはシンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore、MAS）に登録する必要がありません。ただし、マネーロンダリング防止のコンプライアンスを実施させるため、ライセンスを受けた信託会社を起用しなければなりません。MASはこの条件を明確に述べています。プライベート・トラスト・カンパニーは「AML/CFT要件を満たすため、ライセンスを受けた信託会社を起用しなければならない」とされています。[1]

この条件が、シンガポール・モデルを特徴付けています。家族は受託者としての意思決定を保持し、規制を受ける機関が顧客デューデリジェンスを実施し、取引をモニタリングし、疑わしい取引を報告します。監督は、PTCに役務を提供するライセンスを受けた信託会社を通じて、間接的にPTCに及びます。このモデルは、適用除外を受けたPTCをライセンスを受けた受認者が管理するジャージーやガーンジーの実務に似ています。香港には特段の枠組みがないため、香港の家族は通常、他の法域にPTCを設立しています。[2]

PTCを誰が保有するか

PTCの所有は、シンガポール法だけでは解決できない問題を生じさせます。家族が株式を直接保有すると、株式は家族構成員の個人資産および遺産の一部となり、PTCがその債権者や相続紛争にさらされることになります。通常の解決策は、PTCを所有することのみを目的として株式を保有する非公益目的信託または財団です。しかしシンガポール法は、非公益目的

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

信託も私益財団も認めていません。そのため家族は、ジャージー、ガーンジー、ケイマンまたは英領ヴァージン諸島の目的信託を通じて、あるいはリヒテンシュタイン、ジャージーまたはパナマの法律に基づいて設立された財団を通じて、シンガポールのPTCを保有しています。

その結果、最上層をオフショアに、事業運営層をシンガポールに置く資産構造が生まれます。実務家はこれを実行可能なものと見ていますが、コストが増え、もう1組のアドバイザーが必要になります。また、シンガポールの資産構造を、規制当局、銀行または裁判所に対して、シンガポール法だけを根拠に説明できるとは限らないことも意味します。前述の批判者は、目的信託が存在しないことこそ、シンガポールがまだそれ自体として完結した信託センターになっていない主な理由だと考えています。

PTCが適しているのはどのような場合か

PTCは、多額で複雑な資産を持つ家族に適しています。典型的には、事業会社、複数の信託、そしてガバナンスに参加する意思のある親族を持つ家族です。一方、資産が銀行口座のポートフォリオで構成される家族にはあまり適していません。そうした家族にとっては、ライセンスを受けた信託会社が受託者となるほうが、より低いコストで同じ保護を得られます。実務上、シンガポールの多くのPTCは、信託の投資を運用するシングル・ファミリーオフィスと併設されています。本部第III章で検討するファミリーオフィス制度では、そうした投資のためにファンド・ビークルが必要となることが少なくありません。そのビークルとして、可変資本会社（Variable Capital Company、VCC）が用いられることが増えています。

注

1. Bedell Cristin, “Jurisdictional Comparison” (August 2020)、前掲、項目(17)：Trust Companies (Exemptions) RegulationsおよびTrust Companies Act。MASへの登録は不要だが、PTCはマネーロンダリング防止業務

© 2026 Dr Alexander Ressos. General information only, not legal, tax or investment advice. No client relationship is created. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. More information at SingaporeIQ.com and ressos.com.sg.

を実施させるため、ライセンスを受けた信託会社を起用しなければならない。MAS, “Licensed Trust Companies”、前掲。 ↩

2. Bedell Cristin, “Jurisdictional Comparison” (August 2020)、前掲、項目(17)および(21)：適用除外を受けたジャージーのPTCは、信託会社業務を営むライセンスを受けた者が管理しなければならない。適用除外を受けたガーンジーのPTCは、Fiduciaries Lawに基づきライセンスを受けた会社が管理しなければならない。香港には特段の立法がなく、香港の資産構造のためのPTCは通常、他のオフショア法域に設立される。 ↩

Disclaimer

This article is provided for general information only. It is based on publicly available sources as at its date of publication. These sources have not been independently verified against licences, regulatory registers or the records of the entities concerned. It is not legal, tax, financial or investment advice. Nor is it a recommendation to invest in, transact with or use the services of any entity mentioned. Law and regulation change frequently, so the content may be incomplete or outdated. To the fullest extent permitted by law, Dr Alexander Ressos and the publisher of SingaporeIQ exclude all liability for loss or damage arising from the use of or reliance on this article. Readers should obtain advice on their specific circumstances before acting or refraining from action.

Names and trademarks of the entities discussed belong to their owners and are used for identification only. Their mention implies no endorsement, affiliation or allegation of wrongdoing. All Singapore law advice is provided by a duly licensed and regulated firm of Singapore advocates and solicitors only on the basis of an express written letter of engagement. Corrections and updates: contact@ressos.com.

© 2026 Dr Alexander Ressos. This article may be quoted with attribution to SingaporeIQ (SingaporeIQ.com). Reproduction in full and any commercial use require prior written consent. The Legal Terms at https://singaporeiq.com/legal-terms apply.

Author contact: Dr Alexander Ressos, TEP · contact@ressos.com